

議案第 1 6 8 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項中「判定に関する情報」を「判定」に改め、同表の 7 の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、」及び「、国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）による年金の被保険者の資格に関する情報」を削り、同表の 1 0 の項中「国民年金法」の次に「（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）」を加え、同表の 1 2 の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、」を削り、同表の 1 8 の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は」を削り、同表の 1 9 の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、同法」を「児童福祉法」に改め、同表の 2 2 の項を次のように改める。

2 2 削除		
--------	--	--

別表第2の27の項、31の項及び33の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、」を削り、同表の36の項を次のように改める。

3 6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
--------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行に伴い、特定個人情報を利用することができる場合について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。